



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月22日
第394号
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 規 則
 - ※滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則(県民活動生活課) 1
 - ※滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則(私学・県立大学振興課) 2
- 告 示
 - 滋賀県統計調査条例に基づく県統計調査に係る調査票情報の提供(国際課) 2
 - 救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課) 2
 - 道路区域の変更(道路保全課) 3
 - 道路の供用開始(道路保全課) 4
 - 浸水警戒区域の指定(流域政策局) 4
- 公 告
 - 基本測量実施公告(監理課) 6
 - 落札者決定の公告(下水道課) 6
- 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区役員退任公告(大津・南部) 8

規 則

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第9号

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則(平成25年滋賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「(宛先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、

「	代表者の氏名	④	」を
	代表者の氏名		
「	事務責任者の氏名		」に
	担当者の氏名		
	担当者の連絡先 (電話番号またはメールアドレス)		

改める。

別記様式第3号中 「(宛先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、

「	代 表 者 の 氏 名	④	」
	代 表 者 の 氏 名		
「	事務責任者の氏名		」
	担 当 者 の 氏 名		
	担 当 者 の 連 絡 先 (電話番号またはメールアドレス)		

改める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号および別記様式第3号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第10号

滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則（平成18年滋賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。
第9条中「書類は、」の右に「純資産変動計算書および」を加え、「および行政サービス実施コスト計算書」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第9条の規定は、令和4年度以後の事業年度に係る同条に規定する書類について適用する。

告 示

滋賀県告示第113号

滋賀県統計調査条例（昭和26年滋賀県条例第7号）第8条の規定に基づき、次のとおり県統計調査に係る調査票情報の提供を行った。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 調査票情報の提供を受けた者の氏名または名称 公益財団法人滋賀県国際協会
- 県統計調査の名称 外国人の住民基本台帳人口調査
- 調査票情報の利用目的 公益財団法人滋賀県国際協会のホームページで情報等を公表し、多文化共生の社会づくり推進の基礎資料とするとともに、しが外国人相談センターにおいての多様な相談に対応するための基礎的な資料とするため
- 利用する調査票情報を特定するために必要な事項 令和4年度外国人の住民基本台帳調査（滋賀県内外国人国籍別・在留資格別・年齢別人口）
- 調査票情報の利用期間 提供を行った日から令和6年2月28日まで
- 調査票情報を提供した年月日 令和5年3月1日

滋賀県告示第114号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
市立長浜病院	長浜市	長浜市大茂亥町313番地	令和8.4.29

滋賀県告示第115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年3月22日から令和5年4月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域					
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考	
国道	307号	犬上郡多賀町大字敏満寺字青龍山10番2地先から 犬上郡多賀町大字敏満寺字青龍山47番1地先まで	変更後	最小 14.7m }	236.9m	道路改良工事に伴う道路区域の変更	
		最大 39.7m					
		犬上郡多賀町大字敏満寺字青龍山10番2地先から 犬上郡多賀町大字敏満寺字青龍山47番1地先まで	変更前	最小 12.8m }	236.9m		
		最大 22.7m					
県道	岩室北土山線	甲賀市甲賀町岩室字中野1214番1地先から 甲賀市甲賀町岩室字内田863番地先まで	変更後	最小 12.4m }	631.6m	旧道区間の甲賀市への移管(令和5.4.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり	
		甲賀市甲賀町岩室字中野1214番1地先から 甲賀市甲賀町岩室字内田863番地先まで		変更前			最小 12.4m }
		甲賀市甲賀町岩室字和田3506番3地先から 甲賀市甲賀町岩室字内田863番地先まで	最小 4.7m }		1,108.2m		
		最大 13.3m					
		杉本余呉線	長浜市木之本町杉本字里之内612番1地先から 長浜市木之本町杉本字里之内621番2地先まで		変更後		最小 4.4m }
			最大 14.7m				
	長浜市木之本町杉本字里之内612番1地先から 長浜市木之本町杉本字里之内		最小 3.2m }	177.2m			
	最大						

	876番1地先まで		18.5m	
	長浜市木之本町杉本字里之内 612番1地先から	変更前	最小 3.2m	177.2m
	長浜市木之本町杉本字里之内 876番1地先まで		最大 18.5m	

滋賀県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月22日から令和5年4月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道307号	犬上郡多賀町大字敏満寺字青龍山10番2地先から 犬上郡多賀町大字敏満寺字青龍山47番1地先まで	令和5.3.22 10時	L=236.9m
杉本余呉線	長浜市木之本町杉本字里之内624番地先から 長浜市木之本町杉本字里之内621番2地先まで	令和5.3.22	L=49.4m

滋賀県告示第117号

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 長浜市余呉町上丹生
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第118号

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 長浜市余呉町下丹生
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第119号

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 長浜市西浅井町余
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第120号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 甲賀市信楽町牧
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第121号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 甲賀市信楽町江田
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第122号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 甲賀市信楽町神山
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第123号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 米原市醒井
 - (2) 区域の表示 次の図のとおり
- 2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所および米原市まち整備部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(航空重力測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和5年4月1日から令和5年7月31日まで

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(衛星合成開口レーダー地盤変動測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和5年4月1日から終了を通知するまで

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度第G S 55-32号琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和5年1月18日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社滋賀支店 支店長 水谷昌二 彦根市駅東町8番地7
- 5 落札金額(消費税および地方消費税込み) 7,496,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年11月29日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度第G S 55-33号琵琶湖流域下水道湖南中部処理区中継ポンプ場および幹線管渠^{きよ}維持管理業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4213

- 3 落札者を決定した日 令和5年1月18日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社日吉 代表取締役 村田弘司 近江八幡市北之庄町908番地
- 5 落札金額(消費税および地方消費税込み) 896,504,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年11月29日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度第GW55-34号琵琶湖流域下水道湖西処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和5年1月18日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 アイテック株式会社滋賀支店 支店長 中野勇三 大津市島の関8番24号
- 5 落札金額(消費税および地方消費税込み) 3,575,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年11月29日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度第GE55-35号琵琶湖流域下水道東北部処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和5年1月18日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 アイテック株式会社滋賀支店 支店長 中野勇三 大津市島の関8番24号
- 5 落札金額(消費税および地方消費税込み) 6,600,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年11月29日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度第GT55-36号琵琶湖流域下水道高島処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和5年2月6日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 滋賀県下水道保全事業協同組合 理事長 権田五雄 大津市富士見台57番47号
- 5 落札金額(消費税および地方消費税込み) 2,136,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年12月16日(金)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、野洲川下流土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年3月22日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	宮 本 和 宏	守山市浮気町321番地3 1-502号